

濃い塗りつぶし部分は、令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
 A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
 B：概ね計画どおり実施した
 C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
 D：未実施（休止・中止等）
 -：評価対象なし

No.	基本施策No.	基本施策名	基本組 実施内容 のNo.①	基本組 実施内容 のNo.②	基本組 実施内容 のNo.③	該当事業		所管課	現状 (令和元年度現在)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			最終評価						
						事業一覧 番号	事業名			事業内容	計画策定当初に定め た取組内容・目標値	計画策定当初に定め た取組内容・目標値	計画策定当初に定め た取組内容・目標値	計画策定当初に定め た取組内容・目標値	評価	実施内容	参考値	計画策定当初に定め た取組内容・目標値	評価	計画期間の実施内容	参考値		
1	1	子ども・子育て支援	6	1	⑥	教育・保育人材の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討・実施します。	38	教育・保育人材の資質向上等のための拠点づくり	教育・保育人材の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討・実施します。	幼保指導課	未実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	B	保育者の定着・離職防止と資質向上を図るため、幼児教育・保育分野専門の相談受付と研修情報提供および受講動員を行う「ちばし幼児教育・保育人材支援センター」をR6.4.1に開設した。	相談件数217件	継続実施	B	保育者の定着・離職防止と資質向上を図るため、幼児教育・保育分野専門の相談受付と研修情報提供および受講動員を行う「ちばし幼児教育・保育人材支援センター」をR6.4.1に開設した。	相談件数217件（R6年度）
2	1	子ども・子育て支援	6	2	③	いわゆる「潜在保育士」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援策を検討・実施します。	43	「潜在保育士」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援策を検討・実施します。	「潜在保育士」等の市内の認定こども園、保育園等への再就職支援策を検討・実施します。	幼保指導課	研修等実施	実施内容再検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	B	今年度よりeラーニング方式にて実施。「保護者支援」や「保育所保育指針の要点」等、実践に繋がる内容を配信し、保育人材のより一層の確保を図った。	【研修申込み人数：19名】 【就業人数：3名（内定含む）】	継続実施	B	コロナ禍以前は園児学や就職ガイダンスを中心に実施してきたが、コロナ禍以降はYouTube配信やeラーニング動画等、より多くの潜在保育士・看護師が参加出来るような形式で実施した。	【就業数】 R2：7名 R3：コロナにより中止 R4：5名 R5：不明 R6：3名（内定含む）
3	1	子ども・子育て支援	6	5	③	認定こども園、保育園等における外国人児童（保護者）やアレルギー児などに対応するための保育補助者（通訳等）の配置について検討・実施します。	66	認定こども園、保育園等における外国人児童・アレルギー児等への対応のための保育補助者の配置	外国人児童（保護者）やアレルギー児などに対応するための保育補助者（通訳等）の配置について検討・実施します。	幼保指導課	未実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	B	千葉市第1次実施計画に基づき、令和6年度は新たに花見川第二保育所にベトナム語対応職員を配置。	中国語：3人 スペイン語：1人 ベトナム語：1人	継続実施	B	公立保育所5か所に外国人対応職員を配置。 (R2～R4：3人→R5：4人→R6：5人)	R2～R4：3人（中国語2人、スペイン語1人） R5：4人（中国語3人、スペイン語1人） R6：5人（中国語3人、スペイン語1人、ベトナム語1人）
4	1	子ども・子育て支援	6	5	④	良好な保育環境・労働環境を確保するため、老朽化した認定こども園、保育園の改築等について検討・実施します。	67	認定こども園、保育園の老朽化対策	良好な保育環境・労働環境を確保するため、老朽化した認定こども園、保育園の改築等について検討・実施します。	幼保支援課 幼保指導課	一部実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	B	民間保育園等の改築助成	認定こども園：2か所 民間保育園：1か所	継続実施	B	民間保育園等の改築助成	認定こども園：2か所 民間保育園 建替：4か所 改修：1か所
5	1	子ども・子育て支援	6	5		園外活動における園児の安全を確保するため、キッズゾーンの整備や、キッズガードの配置費用の助成を行います。	新規	キッズゾーンの整備・キッズガードの配置助成	園外活動における園児の安全を確保するため、キッズゾーンの整備や、キッズガードの配置費用の助成を行います。	幼保運営課	-	-	-	【キッズゾーン】 12か所 【キッズガード】 18園	【キッズゾーン】 32か所 【キッズガード】 50園	【キッズゾーン】 32か所 【キッズガード】 56園	B	【キッズゾーン】 園外活動における園児の安全を確保するため、キッズゾーンの設置を行った。 【キッズガード】 園庭のない保育所等に対し、キッズガードの配置費用の助成を行った。	【キッズゾーン】 49か所 【キッズガード】 41園	【キッズゾーン】 32か所 【キッズガード】 56園	B	【キッズゾーン】 園外活動における園児の安全を確保するため、キッズゾーンの設置を行った。 【キッズガード】 園庭のない保育所等に対し、キッズガードの配置費用の助成を行った。	【キッズゾーン】 49か所 【キッズガード】 41園
6	1	子ども・子育て支援	6	6	⑥	子どもルーム指導員の処遇改善を行うことにより、指導員の離職防止を図るとともに、新規指導員の採用を促すことで、積極的に不足している指導員を確保します。	73	子どもルーム指導員給与の改善	子どもルーム指導員の処遇改善を指導員を確保します。	健全育成課	未実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	B	令和6年度より指導員給与の増額、経験加算給を増設、補助指導員時給の増額	指導員給与 R5:200,000円 ⇒R6:210,000円（月額） ・経験加算給 3年以上+1% 6年以上+2% 9年以上+3% 12年以上+4% 15年以上+5% ・補助指導員時給 R5:1,077円 ⇒R6:1,200円	継続実施	B	指導員給与の増額、経験加算給を増設、補助指導員時給の増額	指導員給与 R2:182,500円⇒ R6:210,000円（月額） ・経験加算給 3年以上+1% 6年以上+2% 9年以上+3% 12年以上+4% 15年以上+5% ・補助指導員時給 R2:990円 ⇒R6:1,200円
7	1	子ども・子育て支援	6	6	⑦	市内子どもルーム全体としての運営の質の向上を図るため、民間事業者への委託の拡大を実施します。	74	民間事業者への委託拡大の検討	市内子どもルーム全体としての運営の質の向上を図るため、民間事業者への委託の拡大を実施します。	健全育成課	14か所	24か所	継続実施	継続実施	36か所	39か所	B	民間事業者への委託拡大を実施した。	36か所/150か所 →40か所/136か所	39か所	B	民間事業者への委託拡大を実施した。	R2：24か所/166か所 →R6：40か所/136か所
8	1	子ども・子育て支援	6	6	⑧	民間事業者による放課後児童クラブ（学童保育）の運営に対して補助金を交付し、各事業者による特色ある保育により多様な利用者ニーズへ対応していきます。	75	民間事業者への運営費等の補助	民間事業者による放課後児童クラブ（学童保育）の運営に対して補助金を交付し、各事業者による特色ある保育により多様な利用者ニーズへ対応していきます。	健全育成課	9か所	13か所	13か所	13か所	15か所	15か所	B	民間事業者が運営する放課後児童クラブに補助金を交付した。	14か所	15か所	B	民間事業者が運営する放課後児童クラブに補助金を交付した。	R2：9か所 →R6：14か所
9	1	子ども・子育て支援	6	6	⑨	民間事業者が、より広範囲の地区や多様なニーズの受け皿になることができるよう送迎補助などの多様な補助メニューを検討・実施します。	76	送迎補助などの多様な補助メニューの検討	民間事業者が、より広範囲の地区や多様なニーズの受け皿になることができるよう送迎補助などの多様な補助メニューを検討・実施します。	健全育成課	未実施	実施内容検討	実施内容検討	実施	実施内容検討	実施	B	民設ルームにおける利用料減免に係る補助制度を開始した。	14か所	実施	B	R6から民設ルームにおける利用料減免に係る補助制度を開始した。	R6～14か所
10	1	子ども・子育て支援	6	6	⑩	入退所管理システムの導入、学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置により、利用児童の安全・安心を確保します。	77	入退所管理システムの導入	入退所管理システムの導入により、利用児童の安全・安心を確保します。	健全育成課	未実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	B	全ての公設子どもルーム（136か所）にて実施した。	136か所	継続実施	B	全ての公設子どもルーム（136か所）にて実施した。	136か所
11	1	子ども・子育て支援	6	6	⑩	入退所管理システムの導入、学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置により、利用児童の安全・安心を確保します。	78	学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置	学校敷地外の子どもルームへのAEDの設置により、利用児童の安全・安心を確保します。	健全育成課	未実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	B	学校敷地外において開設している全ての子どもルーム(31か所)にAEDを設置し運用した。	31か所（4か所アフタースクールに移行）	継続実施	B	学校敷地外において開設している全ての子どもルーム(31か所)にAEDを設置し運用した。	31か所（4か所アフタースクールに移行）
12	1	子ども・子育て支援	6	6	⑫	子どもルームを利用する児童に対して、学習できる環境を整えるなどとして、学習機会を提供します。	80	子どもルーム利用児童への学習機会の提供	子どもルームを利用する児童に対して、学習できる環境を整えるなどとして、学習機会を提供します。	健全育成課	未実施	実施内容検討	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	B	1日の子どもルームでの生活スケジュールの中に、宿題や読書等の時間を設けた。	-	継続実施	B	1日の子どもルームでの生活スケジュールの中に、宿題や読書等の時間を設けた。	-
13	1	子ども・子育て支援	6	6		子どもルーム・アフタースクールにおいて、キガタブを活用した宿題や自主学習に対応するためのWi-Fi環境を整備します。	新規	学習Wi-Fi整備	子どもルーム・アフタースクールにおいて、キガタブを活用した宿題や自主学習に対応するための環境を整備します。	健全育成課 生涯学習振興課	-	-	-	実施なし	子どもルーム： 30か所 アフタースクール： 20か所	子どもルーム： 60か所 アフタースクール： 20か所	B	通信環境を確保するための機器、配線を整備し、R5.12月から運用。	子どもルーム： 64か所 アフタースクール： 20か所	子どもルーム： 60か所 アフタースクール： 20か所	B	通信環境を確保するための機器、配線を整備し、R5.12月から運用。	子どもルーム： 90か所 アフタースクール： 20か所
14	1	子ども・子育て支援	7	1	②	千葉市保育園・認定こども園における医療的ケア実施ガイドラインを活用するほか、居宅訪問型保育の実施を検討するなど、認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもへの対応	86	認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもへの対応	千葉市保育園・認定こども園における医療的ケア実施ガイドラインを活用するほか、居宅訪問型保育の実施を検討するなど、認定こども園、保育園等における医療的ケアが必要な障害のある子どもへの対応体制を整備し、医療的ケアが必要な障害のある子どもへの受け入れを促進します。	幼保指導課	実施	促進内容検討	促進内容検討	促進	促進	促進	B	医療的ケアガイドラインを見直すとともに、ガイドラインに則った受け入れを行った。	○医療的ケア児 受入人数 公立：9人 民間：5人	促進	B	医療的ケアガイドラインを見直すとともに、ガイドラインに則った受け入れを行った。	○医療的ケア児 受入人数 R2：10人 R3：14人 R4：13人 R5：12人 R6：14人
15	1	子ども・子育て支援	8	3	③	働き方の多様化に伴うさまざまな保育需要に対応するため、延長保育、休日・夜間保育のほか、一時預かり、病児・病後児保育などの充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。	100	休日保育事業	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日、年末の保育需要に対応するため、認定こども園、保育園等で休日の保育を実施します。	幼保運営課	-	-	-	民間：9園 公立：0園	民間：8園 公立：1園	民間：8園 公立：1園	A	働き方の多様化に伴う保育需要に対応するため、民間保育園に加え、公立保育所において休日保育を実施した。	民間：10園 公立：1園	民間：8園 公立：1園	A	働き方の多様化に伴う保育需要に対応するため、民間保育園に加え、公立保育所において休日保育を実施した。	民間：10園 公立：1園

濃い塗りつぶし部分は、令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
 A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
 B：概ね計画どおり実施した
 C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
 D：未実施（休止・中止等）
 -：評価対象なし

No.	基本施策No.	基本施策名	基本組内策のNo.①	基本組内策のNo.②	基本組内策のNo.③	基本施策の取組内容③	該当事業		所管課	現状 (令和元年度現在)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			最終評価				
							事業一覧番号	事業名			事業内容	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	評価	実施内容	参考値	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	評価	計画期間の実施内容
16	1	子ども・子育て支援	9	1		子どもが健やかに成長できるまことにするため、市の責務や保護者や地域住民等の努力のほか、子どもの権利をはじめとする子ども施策の基本となる事項等を定める「(仮称)子ども基本条例」を制定します。	新規	子ども基本条例の制定	子ども企画課	-	-	-	子ども基本条例検討委員会の設置	・検討委員会における審議 ・シンポジウム開催 ・子どもを対象としたワークショップ開催 ・パブリックコメントの実施 ・条例議案の提出	・検討委員会における審議 ・パブリックコメントの実施 ・条例議案の提出	B	・検討委員会における審議 ・パブリックコメントの実施 ・条例議案の提出	・検討委員会3回開催	子ども基本条例の制定	B	・子ども基本条例検討委員会の設置・審議 ・シンポジウムの開催 ・子どもを対象としたワークショップ開催 ・パブリックコメントの実施 ・条例議案の提出	・検討委員会8回開催
17	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	2	③	産前・産後の育児不安や負担の軽減を図り、安心して育児ができる支援体制の充実を図ります。	111	産後ケア事業	健康支援課	実施	ニーズ調査実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	B	訪問型の対象期間を産後5か月未満から産後1年未満に拡大。	R6利用延べ数 訪問型：3,769回 宿泊型：2,663日 日帰り型：1,477回	継続実施	B	産婦の利用登録者に対し、医療機関・助産所への宿泊型や日帰り型を実施し、利用者のニーズに合わせた訪問型を実施することで、助産師による心身のケアや育児指導を行った。	R2産後ケア利用実績 施設型：255人 (延1,235日) 訪問型：935人 (延2,780回) R3産後ケア利用実績 施設型：342人 (延1,472日) 訪問型：1,130人 (延3,595回) R4産後ケア利用実績 宿泊型：462人 (延2,013日) 訪問型：1,132人 (延3,389回) 日帰り型：2,35人 (延5,566回) R5産後ケア利用実績 宿泊型：603人 (延2,485日) 訪問型：1,202人 (延3,590回) 日帰り型：331人 (延858回) R6産後ケア利用実績 宿泊型：634人 (延2,663日) 訪問型：1,436人 (延3,769回) 日帰り型：523人 (延1,477回)
18	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	2	③	産前・産後の育児不安や負担の軽減を図り、安心して育児ができる支援体制の充実を図ります。	112	エンゼルヘルパー派遣事業	幼保支援課	実施	拡充 (利用対象者・利用回数・利用期間)	継続実施	継続実施	拡充 (ひとり親世帯 利用料減免)	継続実施	A	拡充（多胎世帯利用料減免） ※計画時にはなかった取組内容	R6利用件数4,018件	継続実施	B	家事及び育児に関する市民サービスを提供。	R2 2,487回 R3 3,730回 R4 4,341回 R5 4,368回 R6 4,018回
19	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	2		産後うつ早期発見のため、EPDS(産後うつ質問票)を実施した産婦健康診査について助成します。	新規	産婦健康診査	健康支援課	-	-	-	実施なし	産婦健康診査でのEPDS実施	産婦健康診査でのEPDS実施率：93%	A	EPDS(産後うつ質問票)を実施した産婦健康診査について5,000円を2回/人まで助成。	産婦健康診査実施件数 (R5.10事業開始) 8,122件 EPDS実施率 100%	産婦健康診査でのEPDS実施率：93%	A	EPDS(産後うつ質問票)を実施した産婦健康診査について5,000円を2回/人まで助成。協力医療機関に対する周知を徹底することで、当初の目標を上回った。	産婦健康診査実施件数 (R5.10事業開始) R5：3,257件 R6：8,122件 EPDS実施率 R5：100% R6：100%
20	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	2		妊娠届出時や出生後の訪問等で面接を行い、安心して妊娠・出産を過ごすことが出来るよう支援するとともに、妊婦及び育児を担っている方に経済的支援を行います。	新規	出産・子育て応援プラン事業	健康支援課	-	-	-	妊娠後期面接実施割合：24%	妊娠後期面接実施割合：30%	妊娠後期面接実施割合：40%	B	妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を行うとともに経済的支援を行った。妊娠後期面接の割合は伸びており、支援の強化を図ることができた。	妊娠後期面接実施割合：45.4%	妊娠後期面接実施割合：40%	B	妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を行うとともに経済的支援を行った。妊娠後期面接の割合は伸びており、支援の強化を図ることができた。	妊娠後期面接実施割合 R5：38.6% R6：45.4%
21	2	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	1	3		弱視早期発見のため、3歳児健康診査対象の3歳児全員にスポートビジョンスクリーナーを使用し、屈折検査を行います。	新規	乳幼児健康診査(屈折検査)	健康支援課	-	-	-	弱視発見率：0.9%	弱視発見率：0.9%以上	弱視発見率：2.0%	B	3歳児健康診査にて3歳児全員に屈折検査を行った。	R5年度 ※7月から屈折検査実施 弱視発見率：1.9%	弱視発見率：2.0%	B	3歳児健康診査にて3歳児全員に屈折検査を行った。	R5年度 ※7月から屈折検査実施 弱視発見率：1.9%
22	3	子どもの社会参画の推進	1	1	①	子どもが主体となって、企画・運営する「まら」の開催を支援します。参加する子どもが、疑似社会体験や「まら」の市長選挙を通して、社会の仕組みや社会参画を学んでいきます。	123	子どものまらCBT	子ども企画課	3区で開催	4区で開催	5区で開催	全区で開催	継続実施	継続実施	C	子どもが主体となって、規格・運営する「まら」の開催を支援した。既存の団体以外に行事の開催を希望する団体はなく、3区にとどまった。今後も主催団体の掘り起こしに努めることとした。	【開催日】 中央区：8月23日～25日 若葉区：7月15日 緑区：11月3日	継続実施	C	子どもが主体となって、規格・運営する「まら」の開催を支援した。既存の団体以外に行事の開催を希望する団体はなく、全区での実施に至らなかった。今後も主催団体の掘り起こしに努めることとした。	【開催日】 R2：2区 R3：1区 R4：1区 R5：4区 R6：3区
23	3	子どもの社会参画の推進	1	2	③	「子ども・若者宣言」を指針とし、地域課題の解決策と市の魅力向上について、子ども・若者目線で検討していきます。さらに、産学連携により多世代交流と実行力の向上を図り、まちづくりを推進します。	126	子ども・若者市役所	子ども企画課	実施	産学連携の取組体制の構築	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	B	「子ども・若者宣言」を指針とし、地域課題の解決策と市の魅力向上について、子ども・若者目線で検討する取り組みとして「子ども・若者市役所」のワークショップを実施した。	年13回のワークショップを実施、参加者延べ202名	継続実施	B	「子ども・若者宣言」を指針とし、地域課題の解決策と市の魅力向上について、子ども・若者目線で検討する取り組みとして「子ども・若者市役所」のワークショップを実施した。	延べ80回のワークショップを実施、参加者1,354名
24	3	子どもの社会参画の推進	1	3		子どもの社会参画を推進するため、小・中・中等教育学校(前期課程)への出張授業及び助言を行います。	新規	小・中学校等への出張授業等の実施	子ども企画課	-	-	-	6校	7校	8校	C	子どもの社会参画を推進するため、小・中・中等教育学校(前期課程)への出張授業及び助言を行った。1校あたり、複数回の授業を実施したため校数は目標値には達しなかった。	5校、延べ8回実施	8校	C	子どもの社会参画を推進するため、小・中・中等教育学校(前期課程)への出張授業及び助言を行った。1校あたり、複数回の授業を実施したため校数は目標値には達しなかった。	延べ17校、32回実施
25	3	子どもの社会参画の推進	2	1	①	子どもの参画事業の参加者による取組事例の発表及び市長、有識者、参加者の意見交換を公開で行うことで、取組みの充実と参加者の育成を図るとともに、事業のいっそうの周知・啓発を図ります。	127	子ども・若者フォーラム	子ども企画課	実施	参加団体の拡充検討	拡充実施	継続実施	継続実施	継続実施	B	子どもの参画事業の参加者による取組事例の発表や、参加者同士の意見交換を公開で行うことで、取組みの充実と参加者の育成および、事業のいっそうの周知・啓発を図った。	【開催日】3月22日 【参加人数】75人	継続実施	B	子どもの参画事業の参加者による取組事例の発表、市長と参加者の対話会、参加者同士のワークショップなどを公開で行うことで、取組みの充実と参加者の育成および、事業のいっそうの周知・啓発を図った。	参加人数延べ330人

濃い塗りつぶし部分は、令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
 A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
 B：概ね計画どおり実施した
 C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
 D：未実施（休止・中止等）
 -：評価対象なし

No.	基本策No.	基本策名	基本組内策No.①	基本組内策No.②	基本組内策No.③	基本施策の取組内容③	該当事業			所管課	現状 (令和元年度現在)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			最終評価				
							事業一覧番号	事業名	事業内容			計画策定当初に定めた取組内容・目標値	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	評価	実施内容	参考値	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	評価	計画期間の実施内容	参考値	
26	3	子どもの社会参画の推進	2	1	②	子どもから大人までの幅広い世代に対して、「子どもの参画」に関する情報を発信し、気運の醸成に取り組みます。	128	多世代への子どもの参画の啓発	子どもから大人までの幅広い世代に対して、「子どもの参画」に関する情報を発信し、気運の醸成に取り組みます。	子ども企画課	一部実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	B	「子ども・若者のカワークショップ」「子ども・若者フォーラム」等の実施を通じて、「子どもの参画」に関する情報を発信し、気運の醸成に取り組んだ。	—	継続実施	B	「子ども・若者のカワークショップ」「子ども・若者フォーラム」等の実施を通じて、「子どもの参画」に関する情報を発信し、気運の醸成に取り組んだ。	—
27	3	子どもの社会参画の推進	2	2	①	本市における子どもの参画を円滑に推進するために、子どもの参画の実施例を共有し、子どもの参画の理念と目的を理解するための研修等を実施するとともに、助言や連携した取組みを通じて、庁内の理解を深めます。	129	子どもの参画の意識向上	本市における子どもの参画を円滑に推進するために、子どもの参画の実施例を共有し、子どもの参画の理念と目的を理解するための研修等を実施するとともに、助言や連携した取組みを通じて、庁内の理解を深めます。	子ども企画課	実施	内容見直し	継続実施	継続実施	継続実施	B	庁内に子どもの参画の実施例を共有し、子どもの参画の理念と目的の理解を促進するため、「子どもの参画チェックシート」の結果の共有や、参画の取り組み方についての周知を行った。	子どもの参画チェックシート 2月に調査実施	継続実施	B	庁内に子どもの参画の実施例を共有し、子どもの参画の理念と目的の理解を促進するため、「子どもの参画チェックシート」の結果の共有や夜間講座の開催、参画の取り組み方についての周知を行った。	夜間講座開催回数4回 【参加者数】 R2：26人 R3：14人 R4：39人 R5：26人	
28	3	子どもの社会参画の推進	2	2	②	子どもの参画の取組状況を自己評価する「子どもの参画チェックシート」の活用により、主体的な子どもの参画推進を図ります。	130	子どもの参画事業の推進	子どもの参画の取組状況を自己評価する「子どもの参画チェックシート」の活用により、主体的な子どもの参画推進を図ります。	子ども企画課	子どもの参画実施 46事業	子どもの参画実施 50事業	子どもの参画実施 55事業	子どもの参画実施 60事業	子どもの参画実施 70事業	子どもの参画実施 80事業	C	子どもの参画の取組状況を自己評価する「子どもの参画チェックシート」の作成・調査を実施し、主体的な子どもの参画推進を図ったが、チェックシート実施後に個別に聞き取りを行うなどの取り組みが実施できなかった等の理由から、参画事業実施数の増加にはつながらなかった。	子どもの参画実施 45事業	子どもの参画実施 80事業	C	子どもの参画の取組状況を自己評価する「子どもの参画チェックシート」の作成・調査を実施し、主体的な子どもの参画推進を図ったが、チェックシート実施後に個別に聞き取りを行うなどの取り組みが実施できなかった等の理由から、参画事業実施数の増加にはつながらなかった。	「子どもの参画チェックシート」年1回実施 子どもの参画実施45事業
29	4	子ども・若者の健全育成	1	1	⑤	地域の青少年育成団体や家庭、学校等に対し、自然体験活動や生活体験活動等を行うための場を提供します。	138	少年自然の家運営事業	子どもが生活体験、自然体験、共同宿泊体験等の教育的体験活動を行うための場を提供します。	健全育成課	プログラム数298	新規・改良プログラム 20	新規・改良プログラム 20	新規・改良プログラム 20	新規・改良プログラム 20	新規・改良プログラム 20	A	夏の活動にも対応可能な施設内で楽しめるプログラムや防災意識を高める取り組みを持ったプログラムなどの新規開発を行った。	新規・改良プログラム 25件 利用可能プログラム 219件 移動教室・農山村留学、日帰り利用等モデルプラン 16件	新規・改良プログラム 20	B	R2～4年度ではコロナ禍であって楽しめるプログラム開発に取り組み、感染症対策を徹底しながら運営した。R5～6年度では、コロナ5類移るを受け、感染症対策を踏まえた内容が好評であったプログラムの改良や、猛暑でも楽しめる施設内プログラムや防災意識を高めるプログラムなどを合わせたプログラム開発を行った。	利用可能プログラム 219件 移動教室・農山村留学、日帰り利用等モデルプラン 16件
30	4	子ども・若者の健全育成	2	2	②	千葉県立小・中・高・特別支援学校・中等教育学校の児童・生徒を対象にネットパトロールを実施し、問題行動の早期発見や非行防止に努めます。	146	ネットパトロール事業	ネットパトロールを実施し、千葉県立小・中・高・特別支援学校・中等教育学校の児童・生徒を対象に問題行動の早期発見や非行防止に努めます。	青少年サポートセンター	一部実施	実施内容検討	実施	継続実施	継続実施	継続実施	B	業者に委託し、ネットパトロールを実施した。千葉県立小・中・高・特別支援学校・中等教育学校の児童・生徒を対象に問題行動の早期発見や非行防止に努めた。	SNS上の問題のある書き込み リスクレベル1～3について（小学校24件、中学校128件、高等学校82件）	継続実施	B	業者に委託し、ネットパトロールを実施した。千葉県立小・中・高・特別支援学校・中等教育学校の児童・生徒を対象に問題行動の早期発見や非行防止に努めた。	R2～R6の合計 リスクレベル1～3の書き込み 1,029件
31	5	子ども・若者の安全の確保	2	2	①	子どもがインターネットを利用する上でのルール・マナーを周知し、家庭でのルールづくりを奨励するための取組みを行います。	159	家庭教育資料作成事業	小・中学校入学時と小学5年生の保護者に対し、子育て支援の一環として家庭教育の手引きを配布します。	健全育成課	「親ナビ」の発行	内容更新 資料拡充検討	内容更新 資料拡充検討	内容更新 新資料配布	内容更新 継続実施	内容更新 継続実施	B	青少年問題協議会監修の下、資料を作成し、年度当初に学校を通じて小学1・5年生、中学1年生の保護者へ配布した。	低学年用：8,880部 高学年用：9,530部 中学校用：8,330部	内容更新 継続実施	B	青少年問題協議会監修の下、資料を作成し、年度当初に学校を通じて小学1・5年生、中学1年生の保護者へ配布した。	市内小学校・中学校に通う該当学年生徒枚数分布 R2～R6 低学年用：4,475,70部 高学年用：5,010,00部 中学校用：42,890部
32	6	子ども・若者の居場所づくり	1	1	②	校外にある子どもルームについて、校内への転移を推進していきます。	162	子どもルームの拡充	子どもルームの対象学年を小学校6年生までに段階的に拡大することに伴い、既存の子どもルームでの入居が困難な地域については、小学校の特別教室に高学年ルームを開設します。	健全育成課	児童数：10,752人 施設数：171か所 校内施設割合：78.4%	児童数：11,993人 施設数：177か所 校内施設割合：79.7%	児童数：12,923人 施設数：188か所 校内施設割合：80.9%	児童数：13,449人 施設数：195か所 校内施設割合：81.5%	児童数：9,256人 施設数：150か所 校内施設割合：76.6%	児童数：9,256人 施設数：140か所 校内施設割合：76.6%	B	児童数：9,021人 施設数：136か所 校内施設割合：81.1%	76.6%～81.1%	児童数：9,256人 施設数：140か所 校内施設割合：76.6%	B	児童数：9,021人 施設数：136か所 校内施設割合：81.1%	R2：78.7% R6：81.1%
33	6	子ども・若者の居場所づくり	1	1		待機児童解消に向け、特に利用希望の多い夏季休業期間に入居しやすさを確保します。	新規	夏季休業時拡大枠	待機児童解消に向け、特に利用希望の多い夏季休業期間に入居しやすさを確保します。	健全育成課	—	—	—	夏季休業時拡大枠 施設数：3施設	夏季休業時拡大枠 施設数：5施設	夏季休業時拡大枠 施設数：7施設	B	市内7か所で夏季休業期間限定の子どもルームを開設した。	利用児童数：130人	B	R4から、夏季休業期間限定の子どもルームを開設した。	R4：3カ所・34人 R6：7カ所・130人	
34	6	子ども・若者の居場所づくり	1	3	①	共働き家庭等の児童を含む希望するすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるように、子どもルームの児童が参加する共通プログラムの実施にあたっては、放課後子ども教室と子どもルームで連携を図ります。	164	放課後子ども教室と子どもルームの連携	すべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるように、子どもルームの児童が参加する共通プログラムの実施にあたっては、放課後子ども教室と子どもルームで連携を図ります。	生涯学習振興課 健全育成課	94校	94校	95校	95校	73校	63校	B	新型コロナウイルスの影響が落ち着き、多くの学校で実施できた。	実績 58校 (活動した63校中)	B	新型コロナウイルスの影響により活動が縮小する時期もあったが、落ち着いた後は、多くの学校で実施できた。	実績 58校 (活動した63校中)	
35	6	子ども・若者の居場所づくり	1	3	②	原則として小学校の敷地内において、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営し、保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童が参加する共通プログラムの実施に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するアフタースクールの導入を進めます。	165	アフタースクールの実施	原則として小学校の敷地内において、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営し、保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童が参加する共通プログラムの実施に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するアフタースクールの導入を進めます。	生涯学習振興課 (健全育成課)	6校	12校	18校	拡充	34校	44校	B	計画通り拡充し、アフタースクールを44校で実施した。	実施校数 H29：1校 R1：6校 R2：12校 R3：18校 R4：24校 R5：34校 R6：44校	B	計画通り拡充し、アフタースクールを44校で実施した。	44校	
36	6	子ども・若者の居場所づくり	2	1	①	子どもの居場所の全市展開を図るため、公開講座を開催し、子どもの居場所で開催できる人材を育成します。	167	信頼できる大人の育成	子どもの居場所の全市展開を図るため、公開講座を開催し、子どもの居場所で開催できる人材を育成します。	子ども企画課	受講者数 39人	受講者数 50人	受講者数 60人	受講者数 70人	受講者数 80人	受講者数 90人	A	子どもの居場所の全市展開を図るため、各年「子どもの居場所サポーター養成講座」および「子どものSOS支援員養成講座」を開催し、子どもの居場所で開催できる人材の育成を図った。	受講者数：103人	A	子どもの居場所の全市展開を図るため、各年「子どもの居場所サポーター養成講座」および「子どものSOS支援員養成講座」を開催し、子どもの居場所で開催できる人材の育成を図った。	受講者数：515人	
37	6	子ども・若者の居場所づくり	2	2	③	地域の子どもの居場所を運営する団体等のネットワーク化により、情報共有と連携強化を図ります。	173	子どもの居場所のネットワーク化推進	地域の子どもの居場所を運営する団体等のネットワーク化により、情報共有と連携強化を図ります。	子ども企画課	未実施	参加団体 30団体	参加団体 35団体	参加団体 40団体	参加団体 28団体	参加団体 30団体	B	子どもの居場所事業者連絡会議を年2回開催し、情報共有と連携強化を図った。	参加団体：25団体	B	子どもの居場所事業者連絡会議を年2回開催し、情報共有と連携強化を図った。	参加団体：25団体	
38	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	5	2	②	母子及び父子家庭等に対する医療費助成を実施するほか、関係団体と協議しながら、現物給付化を実施し、受給者の利便性の向上を図ります。	195	母子・父子家庭等医療費助成	母子及び父子家庭等に対する医療費（保険診療の自己負担分）を助成するとともに、関係団体と協議しながら、現物給付化を実施し、受給者の利便性の向上を図ります。	子ども家庭支援課	償還払い	現物給付化	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	B	現物給付方式による医療費助成を継続実施した。	助成件数：150,213件 助成額：430,756千円	B	現物給付方式による医療費助成を継続実施した。	R4～R6 助成件数：430,468件 助成額：1,245,091千円	

濃い塗りつぶし部分は、令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
 A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
 B：概ね計画どおり実施した
 C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
 D：未実施（休止・中止等）
 -：評価対象なし

No.	基本施策No.	基本施策名	基取本組内容No.①	基取本組内容No.②	基取本組内容No.③	基本施策の取組内容③	該当事業			所管課	現状 (令和元年度現在)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			最終評価				
							事業一覧番号	事業名	事業内容			計画策定当初に定めた取組内容・目標値	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	評価	実施内容	参考値	計画策定当初に定めた取組内容・目標値	評価	計画期間の実施内容	参考値	
39	7	ひとり親家庭の自立支援の推進	5	3	①	経済的に特に困難しているひとり親家庭の児童に対して、クーポン券を提供し、学習塾や習い事等に必要費用の一部を助成します。	197	学校外教育/ハウチャーター	経済的に特に困難しているひとり親家庭の児童に対して、クーポン券を提供し、学習塾や習い事等に必要費用の一部を助成します。	こども家庭支援課	実施	継続実施	実施内容検討	必要に応じ見直し	継続実施	継続実施	B	生活保護受給世帯及び児童扶養手当全部支給世帯の小学5、6年生を対象とし、ハウチャーターを提供した。 助成決定者数：209名（5年生105人、6年生104人）	助成人数：209人	継続実施	B	生活保護受給世帯及び児童扶養手当全部支給世帯の小学5、6年生を対象とし、ハウチャーターを提供した。	R4~R6 助成人数：599人
40	8	児童虐待防止対策の充実	2	1		児童虐待の増加、複雑・困難化に対応するため、新たな児童相談所を整備します。	新規	新たな児童相談所の整備	児童虐待の増加、複雑・困難化に対応するため、新たな児童相談所を整備します。	東部児童相談所	-	-	-	基本計画策定	基本設計	実施設計	C	児童相談所の単独施設から複合施設での整備となり、基本計画の見直しが必要であったため。 令和6年度は複合施設として基本計画策定した。	-	実施設計	C	理由は令和6年度実施内容のとり 令和7年度以降は関連する調査及び設計・工事を行い、供用開始に向けて事業を進めていく。	-
41	8	児童虐待防止対策の充実	2	2	⑥	子育てに悩みを抱える方や子ども本人からの相談に対して、近所、主要なコミュニケーションツールとなっているSNSの活用などにより相談窓口の充実を図ります。	212	SNSの活用などによる相談窓口の充実	子育てに悩みを抱える方や子ども本人からの相談に対して、近所、主要なコミュニケーションツールとなっているSNSの活用などにより相談窓口の充実を図ります。	こども家庭支援課 東部児童相談所 西部児童相談所	未実施	方針検討	実施内容検討	試行実施	通年実施	通年実施	B	LINEアカウントを有しない市民も利用できるよう、ブラウザ版相談サイトを作成した。	千葉県相談実績：313件	通年実施	B	子ども家庭からの相談をSNSで受け付けることで相談しやすい体制を整備し、児童虐待の早期発見・未然防止を図った。	千葉県相談実績 R4：10件（R5,2開始のため2カ月分の件数） R5：218件 R6：313件
42	8	児童虐待防止対策の充実	2	2	⑦	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般から、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各区に設置します。	213	子ども家庭総合支援拠点事業	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般からより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を行う支援拠点を各区に設置します。	こども家庭支援課	未実施	方針検討	実施内容検討	一部設置	継続実施	全区に設置	B	若葉区・緑区・美浜区での業務を開始。全区への設置が完了した。	設置数：3区 整備数：6区	全区に設置	B	令和4年度に中央区、令和5年度に花見川区、稲毛区、令和6年度に若葉区、緑区、美浜区へ支援拠点を設置し、業務を開始した。	設置数：6区 整備数：6区
43	8	児童虐待防止対策の充実	4	-	②	児童福祉法施行令改正による児童福祉司の配置標準見直し（令和4年度までに）に基づき、増員します。	219	児童福祉司の増員	児童福祉法施行令改正の配置標準に基づき、児童福祉司を増員します。	東部児童相談所 西部児童相談所	29人	39人	44人	49人	70人	79人	B	改正児童福祉法等や新プランの配置標準に基づき、児童福祉司を適正に配置した。	75人 (R6年度配置標準76人)	79人	B	改正児童福祉法等や新プランの配置標準に基づき、児童福祉司を適正に配置した。	75人 (R6年度配置標準76人)
44	8	児童虐待防止対策の充実	4	-	③	児童心理司の配置標準の法定化に基づき、増員します。（令和6年度までに）	220	児童心理司の増員	児童心理司の配置標準の法定化に基づき、増員します。（2024年度までに）	東部児童相談所 西部児童相談所	15人	20人	22人	24人	28人	39人	B	改正児童福祉法等や新プランの配置標準に基づき、児童心理司を適正に配置した。	37.4人 (R6年度配置標準34人)	39人	B	改正児童福祉法等や新プランの配置標準に基づき、児童心理司を適正に配置した。	37.4人 (R6年度配置標準34人)
45	8	児童虐待防止対策の充実	5	-	①	子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な福祉において保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保護委託等を活用し、一時保護所の在日数を短縮します。	221	一時保護環境の改善・体制強化	子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な福祉において保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保護委託等を活用し、一時保護所の在日数を短縮します。	東部児童相談所 西部児童相談所	34.4日	34日	33日	32日	31日	30日	C	保護開始後早期に所内カンファレンスの実施を呼びかけ、児童福祉司や児童心理司と連携を図った。しかし児童福祉施設及び福祉型障害児入所施設等への入所待機が長期化し、虐待等の児童虐待事案への調整にも時間がかかり、保護が2か月を超える児童が多数を占める状態が続いた。今後も里親などの受け入れ先を拡充し、困難事例に対しては主査との複数体制で面談に臨む等、保護日数の短縮化を図っていく。	平均保護日数 60.6日/人	30日	C	保護開始後早期に所内カンファレンスの実施を呼びかけ、児童福祉司や児童心理司と連携を図った。しかし児童福祉施設及び福祉型障害児入所施設等への入所待機が長期化し、虐待等の児童虐待事案への調整にも時間がかかり、保護が2か月を超える児童が多数を占める状態が続いた。今後も里親などの受け入れ先を拡充し、困難事例に対しては主査との複数体制で面談に臨む等、保護日数の短縮化を図っていく。	平均保護日数 60.6日/人
46	9	社会的養育体制の充実	1	1	①	家庭養育を推進するため、NPOと協働し、里親のリクルートから委託後まで、包括的な支援を行うことにより、里親の抱え手確保し、里親者の住居で家庭的な雰囲気のもと、児童の健全な成長を支援するファミリーホームの増設を推進します。	223	家庭養育の推進	NPOと協働し、里親のリクルートから委託後まで、包括的な支援を行うことにより、里親の抱え手確保し、里親者の住居で家庭的な雰囲気のもと、児童の健全な成長を支援するファミリーホームの増設を推進します。	こども家庭支援課 東部児童相談所	里親登録組数：88組 ファミリーホームの増設：6施設	里親登録組数：102組 ファミリーホームの増設：6施設	里親登録組数：112組 ファミリーホームの増設：6施設	里親登録組数：122組 ファミリーホームの増設：7施設	里親登録組数：132組 ファミリーホームの増設：7施設	里親登録組数：142組 ファミリーホームの増設：8施設	C	フォスタリング委託機関と連携し、説明会開催やさまざまな場所での啓発など、里親のリクルートを進めたものの、目標の登録に至らなかった。今後、啓発の場所やターゲットを整理しながら効果的な啓発を実施していく。	里親登録組数：112組 ファミリーホームの増設：6施設	里親登録組数：142組 ファミリーホームの増設：8施設	C	フォスタリング委託機関と連携し、説明会開催やさまざまな場所での啓発など、里親のリクルートを進めたものの、目標の登録に至らなかった。今後、啓発の場所やターゲットを整理しながら効果的な啓発を実施していく。	里親登録組数：112組 ファミリーホームの増設：6施設
47	9	社会的養育体制の充実	1	2	①	社会的養育を要する児童・乳幼児の養育を行う児童養護施設・乳児院において、家庭的環境である小規模グループケアでの養育を推進します。	224	小規模グループケアでの養育	社会的養育を要する児童・乳幼児の養育を行う児童養護施設・乳児院において、家庭的環境である小規模グループケアでの養育を推進します。	こども家庭支援課	児童養護施設：100% 乳児院：0%	児童養護施設：100% 乳児院：0%	児童養護施設：100% 乳児院：100%	児童養護施設：100% 乳児院：100%	児童養護施設：100% 乳児院：100%	児童養護施設：100% 乳児院：100%	B	前年度までに計画達成済み。	児童養護施設：100% 乳児院：100%	児童養護施設：100% 乳児院：100%	B	児童養護施設は計画期間の当初に、乳児院は計画期間の半ばに、計画を達成することができた。	児童養護施設：100% 乳児院：100%
48	11	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援	1	1	②	構成機関を拡充し、必要な情報交換を行うとともに、支援内容に関する協議を行い、相談者のニーズに応じたよりきめ細やかな支援を行います。	246	子ども・若者支援協議会	困難を有する子ども・若者に対し効果的かつ円滑な支援を行うため、必要な情報交換を行うとともに、支援内容に関する協議を行います。	健全育成課 青少年サポートセンター	構成機関 32団体	構成機関 32団体	構成団体 33団体	構成団体 33団体	構成団体 34団体	B	それぞれ対面で、代表者会議を1回、実務者会議を1回行った。個別ケース検討会議等が必要に応じて開催し、本数科・ひきこもりに関する連携会議では充実したケース検討を行うことができた。	構成団体36団体 個別ケース検討会議18回開催 不登校・ひきこもりに関する連携会議6回開催（37件のケースについて検討）	構成団体 34団体	B	千葉県内の関係機関に声をかけ、連携先を増やした。	R2：32団体 R6：36団体	
49	11	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援	1	2	③	相談者のニーズに対し、スムーズな支援を行うことができるようにするため、相談員を増員します。	248	子ども・若者総合相談センター運営事業（相談員の増員）	相談者のニーズに対し、スムーズな支援を行うことができるようにするため、相談員を増員します。	健全育成課	相談員数：3人	相談員数：4人	相談員数：4人	相談員数：5人	相談員数：4人	相談員数：5人	C	多様な相談を受け、充実した支援を行うことができた。相談員の増員については検討を行ったが実施に至らなかった。	相談員数：4人 R6相談件数3,090件	相談員数：5人	C	多様な相談を受け、充実した支援を行うことができた。相談員の増員については検討を行ったが実施に至らなかった。	相談員数・相談件数延べ R2：4人・2,099件 R3：4人・2,620件 R4：4人・2,639件 R5：4人・3,047件 R6：4人・3,090件
50	11	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援	1	2	⑥	電話、来所、訪問相談だけでなく、出張相談やSNSによる相談も実施します。	249	子ども・若者総合相談センター運営事業（出張相談、SNSによる相談）	様々な悩みを抱える30歳までの子ども・若者とその家族の相談に応じる「子ども・若者総合相談センター（Link）」において、電話、来所、訪問相談だけでなく出張相談やSNSによる相談も実施します。	健全育成課	出張相談：未実施 SNSによる相談：未実施	出張相談：実施 SNSによる相談：実施	出張相談：継続実施 SNSによる相談：実施	出張相談：継続実施 SNSによる相談：実施	出張相談：継続実施 SNSによる相談：代替案検討	出張相談：継続実施 SNSによる相談：代替案実施	B	事前予約制で出張相談を実施し、Linkから離れた地域での新規相談者の獲得につながることであった。	出張相談：8回実施 中央区（蘇我CC）・花見川（保健福祉C、花鳥CC）・稲毛（長沼CC）・若葉区（都賀CC、千城台CC）・緑区（鎌倉CC・あずみが丘CC）	出張相談：継続実施 SNSによる相談：代替案実施	B	引き続き出張相談会を積極的に行った。	出張相談実施数延べ R2：0回 R3：2回 R4：7回 R5：8回 R6：8回

濃い塗りつぶし部分は、令和4年度に中間見直しを実施した箇所

【評価】
 A：計画以上の成果があった（前倒し実施等）
 B：概ね計画どおり実施した
 C：計画どおり実施できなかった（遅れ等）
 D：未実施（休止・中止等）
 -：評価対象なし

No.	基本 策 No.	基本施策名	基本 組 施 内 容 の No. ①	基本 組 施 内 容 の No. ②	基本 組 施 内 容 の No. ③	基本施策の取組内容③	該当事業			所管課	現状 (令和元年度現在)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			最終評価			
							事業一覧 番号	事業名	事業内容			計画策定当初に定め た取組内容・目標値	計画策定当初に定め た取組内容・目標値	計画策定当初に定め た取組内容・目標値	計画策定当初に定め た取組内容・目標値	評価	実施内容	参考値	計画策定当初に定め た取組内容・目標値	評価	計画期間の実施内容	参考値
51	11	社会生活を円滑に営む 上で困難を有する子ども・若者に関する支援	1	3		ヤングケアラーへの支援のため、連携支援体制の構築や認知度向上を図ります。	新規	ヤングケアラー支援体制強化	ヤングケアラーに対する連携支援体制の構築や、児童生徒や関係者の認知度向上のための周知媒体の作成、研修を実施します。	こども家庭支援課	-	-	-	関係者向け研修3回	支援コーディネーター機能によるヤングケアラー支援（コーディネーターの配置）については、こども家庭センターでの支援体制構築を優先するとし、未実施。現状の運用や千葉県、他自治体の動向等を踏まえ、引き続き検討を行うこととする。関係機関職員向けの研修を実施した（4回 106人） また、発達段階に合わせたパンフレットを作成し、市立小学校5年生、中学校1年生、高校1年生に配付した。	研修：4回 受講者数：106人	支援コーディネーター機能によるヤングケアラー支援の実施 児童生徒向け啓発パンフレットの作成・配付 研修の継続実施	支援コーディネーター機能によるヤングケアラー支援（コーディネーターの配置）については、こども家庭センターでの支援体制構築を優先するとし、未実施。現状の運用や千葉県、他自治体の動向等を踏まえ、引き続き検討を行うこととする。令和3年度から継続的に関係機関職員向けの研修を実施している。令和4年度からは、発達段階に合わせたパンフレットを作成し、市立小学校5年生、中学校1年生、高校1年生に配付した。	研修：12回 受講者数：448人			
52	11	社会生活を円滑に営む 上で困難を有する子ども・若者に関する支援	2	3	③	複合的な課題を抱える生活困難家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。	255	子どもナビゲーター事業	複合的な課題を抱える生活困難家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターを配置します。	こども家庭支援課	2区に配置	3区に配置	継続実施	継続実施	継続実施	全区に配置	B	令和5年4月から美浜区にも1名支援員を配置することで、全区への配置が完了した。 支援員配置：6か所、6名 連携モデル校：6校 支援児童数：484名	全区に配置	B	令和5年4月から美浜区にも1名支援員を配置することで、全区への配置が完了した。 R4～R6 支援児童数：1,221名	